

# ここに注目 原子力損害賠償

## ① 1人月額10万円の慰謝料（避難生活等に基づく精神的損害）について

Q1 避難生活等に基づく精神的損害が支払われるのはいつまでですか？

Q2 避難生活等に基づく精神的損害はどのような場合に増額されますか？

Q3 精神的損害の終期を延長して請求することはできますか？

## ② 就労不能損害（原発事故の影響による給料減少等）について

Q4 就労不能損害が支払われるのはいつまでですか？

Q5 就労不能損害の終期を延長して請求することはできますか？

Q6 原発事故で早期退職を余儀なくされて退職金が減ったことを請求できますか？

## ③ 生命・身体的損害

Q7 精神疾患で通院している場合も「生命・身体的損害」で請求できますか？

## ④ 特定避難勧奨地点の財物賠償

Q8 20km圏外では物の価値分の賠償（財物賠償）はされないのでしょうか？

## ⑤ 立木賠償（20km圏内外）

Q9 登記を確認したところ、山林をほかの人と共同で所有（共有）しているのですが、自分ひとりでも賠償請求することはできますか。

## ⑥ 自宅の補修・清掃費用（20km圏外）

Q10 避難していて管理ができず、自宅を修繕したのですが、請求できますか？

## ⑦ 自主除染費用

Q11 除染のために屋敷林を伐採した費用は、請求できますか。

## ⑧ 生活費増加

Q12 放射線による汚染を心配し、原発事故後は自家消費野菜の栽培をやめ、野菜を購入するようになった場合、野菜の購入費用を請求できますか。

## ⑨ 南相馬市に住民票がない場合

Q13 南相馬市の自宅に妻子が住み、私だけが福島県外に単身赴任をしていましたが、週末や休暇は市内に戻っていました。東京電力に精神的損害賠償を請求できますか？

## ⑩ 相続について

Q14 父が亡くなってしまい、賠償請求の状況がわからないのですがどうしたらよいです？

亡父が賠償請求をしていなかったことが分かりました。亡父の請求を今からできますか？

回答は冊子の中で説明しています。

## ①精神的損害

### A1 精神的損害の対象期間の終期

居住制限区域・避難指示解除準備区域	平成30年3月31日
旧緊急時避難準備区域	平成24年8月31日
市内の30km圏外	平成23年9月30日
特定避難勧奨地点	平成27年3月31日

#### ●請求方法 直接請求

- ・終期まで請求しているかどうかを、東京電力で確認できます。
- ・未請求の期間がある方は、東京電力から再度請求書を取り寄せてください。

### A2 精神的損害の増額

#### ●請求方法 ADR 個別事情により増額請求可能（追加賠償）。

##### (1) 家族に次のような方がいた場合

要介護状態の方／身体・精神・知的・発達障がいの方／中等度以上の病気の方／妊娠していた方／乳幼児

##### (2) 同居していた家族で分かれて避難した生活費増加費用も請求可能。

### A3 精神的損害の対象期間の延長

#### ●請求方法 ADR 個別事情により増額請求可能（追加賠償）。

##### ▼認められた例

- 介護・親が介護施設に入所し、家族が付添いを継続する必要があった。
- 通学・子が避難先の高校に入学し、卒業まで避難先に残る必要があった。
- 通学・避難元で地域の小学生がほとんど帰還しておらず、帰還すると子どもが通常の小学生としての日常生活が送れないおそれがあった。
- 通院・病気の治療のために、避難先にとどまる必要があった。
- 障がい・幼児に障がいがあるが、帰還先には障がい児の受け入れ可能な保育園がなかった。
- 障がい・発達障がいのある幼児が避難先の育児支援センターに通い続ける必要があった。

## ②就労不能損害

### A4 就労不能損害賠償対象期間の終期

居住制限区域・避難指示解除準備区域	平成27年2月28日
旧緊急時避難準備区域	平成24年12月31日
市内の30km圏外	平成24年5月31日

#### ●請求方法 直接請求

- ・未請求の期間がある方は、東京電力から再度請求書を取り寄せてください。
- ・終期以降も給料の減少が続いている場合は、ADRに申立てができます。

### A5 就労不能損害の対象期間の延長

#### ●請求方法 ADR 個別事情により増額請求可能（追加賠償）。

##### ▼認められた例

- 給与減少・原発事故で退職を余儀なくされたが、再就職先の給料が震災前の水準よりも低かった。
- 再就職困難・原発事故時に50歳代であったためリストラされ、定年まで働くことができなかった。

### A6 早期退職による退職金の減額

#### ●請求方法 ADR 原発事故が原因の早期退職の増額請求可能（追加賠償）。

##### ▼認められた例

- 原発事故に伴う勤務先店舗の閉店により解雇され、定年退職の場合に比して勤続年数が減少したことに伴い、退職金の額も減少したとして、原発事故の影響割合を2割として退職金差額分が賠償された。

**ポイント** 早期退職の場合、給与の減収分と退職金の減額分の両方が請求できる可能性があります。

## ③生命・身体的損害賠償

### A7 精神疾患の請求

避難等により病気や怪我をしたり、持病が悪化したりしたことに対する賠償であり、うつ病等の精神疾患でも請求できます。

#### ●請求方法 直接請求 ADR

入院や頻繁に通院していた場合は、慰謝料（直接請求では日額4,200円）についてADRを利用して増額請求が可能です（追加賠償）。

### A8 20km圏外でも例外的に認められる財物賠償

財物賠償の対象は、原則20km圏内ですが、特定避難勧奨地点は例外です。

特定避難勧奨地点にお住まいで、長期間避難しなければならなかつた場合に土地建物の価値減少分の賠償（財物賠償）を認めた例があります。

#### ●請求方法 ADR

## ⑤立木賠償

### A9 共有している山林の立木賠償

#### ●請求方法 直接請求

課税地目山林の土地を所有する場合、土地上の木に対する賠償（立木賠償）を請求できます。共有地については他の所有者と一緒に請求することも、個別に請求することもできます。

## ⑥自宅の補修・清掃費用

### A10 自宅の補修・清掃費用

#### ●請求方法 直接請求 ADR

- 建物の所有者は、東電への直接請求で定額30万円の賠償請求可能。
- 30万円を上回る修繕費用は、直接請求後ADRを利用して増額請求可能（追加賠償）

##### ▼認められた例

- 旧緊急時避難準備区域で平成29年5月までに実施した修繕工事の2割（約104万円）が賠償された。
- 旧緊急時避難準備区域の自宅に帰還するに当たり、平成30年7月頃実施したリフォーム工事費の一部（100万円）が賠償された。

## ⑦自主除染費用

### A11 自主除染費用

#### ●請求方法 ADR 除染目的の屋敷林の伐採費用は請求可能（追加賠償）。

##### ▼認められた例

- 屋敷林の伐採、芝生撤去・植栽工事、生垣手入れ、屋根の葺き替え、雨どいの掛替工事代金等

## ⑧生活費増加

### A12 自家消費野菜の賠償

#### ●請求方法 ADR 原発事故のために自家消費野菜の栽培を断念 →請求可能（追加賠償）。

##### ▼認められた例

- 鹿島区（30km圏外） 平成25年2月末まで24万円の賠償を認めた。
- 旧緊急時避難準備区域 平成27年3月まで32万円の賠償を認めた。

## ⑨南相馬市に住民票がない場合

### A13 単身赴任者の精神的損害の請求

#### ●請求方法 ADR

住民票がなくても、南相馬市でも生活していたこと、定期的な市内での生活の実態がある場合には、ADRを利用して請求可能。

##### ▼認められた例

- 毎週末及び長期休暇には南相馬市の自宅で生活をしていた場合、月額3万円の精神的損害を認めた。

## ⑩相続について

### A14 亡くなった家族の請求状況の確認・賠償請求

#### ●請求方法 直接請求 ADR

東京電力に相続人であるこの資料を提出すると、請求状況が確認できます。相続人として、故人の未請求分も請求できます（法定相続人全員での請求が望ましいですが、一部の方の賠償も場合によっては可能です）。

# 2つの請求方法の違い

## 1 直接請求

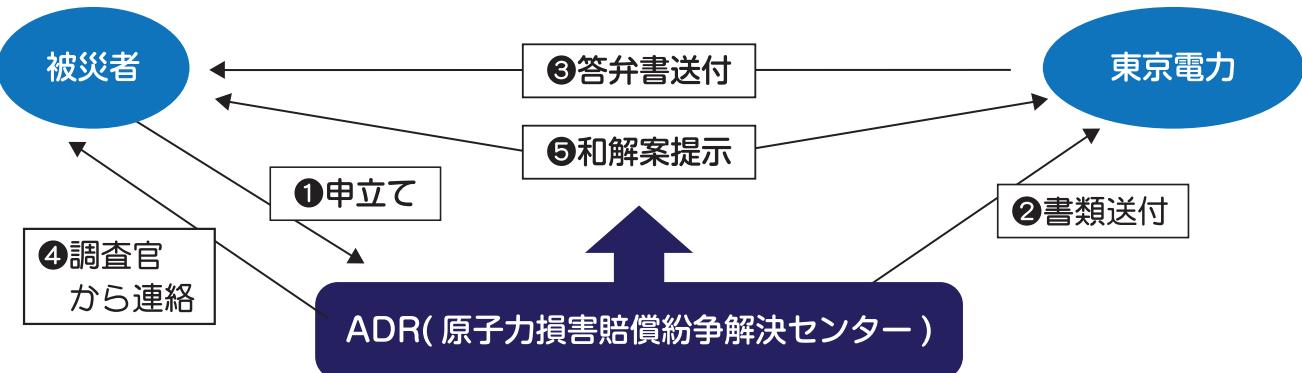
- (1) 直接請求とは：東京電力に対して直接賠償請求を行うことです。
- (2) 直接請求の問合せ先  
請求状況の確認や、請求書の送付依頼、請求書作成支援依頼等について連絡できます。

●東京電力ホールディングス株式会社（コールセンター）

☎ 0120-926-404

## 2 ADR

- (1) ADR の手続きの流れ



- (2) ADR とは

- ・ADR の役割は、中立な立場で被災者・東京電力双方の言い分（主張）を聞き、ADR 独自の考えで和解案を提示し、成立させることです。
- ・手続きの利用にあたり手数料はかかりません。
- ・ほとんどの場合は、電話や書面のやり取りだけで手続きが終わります。
- ・ADR では、仲介委員及び調査官が案件を担当します。いずれも弁護士の資格を持つ法律の専門家が、裁判官のような役割を担います。申し立てをすると、調査官から連絡が来て、必要な資料を求められたり、原発事故当時の状況の説明を求められたりします。
- ・和解案が提示されるまでの期間は、平均して申立てから約 1 年弱です。
- ・和解の成立率は約 8 割です。

●ADR（コールセンター） ☎ 0120-377-155

## 制作・問合せ先

南相馬市復興企画部 被災者支援課 原子力損害対策係

福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地（西庁舎 1 階）

☎ 0244-24-5337 (平日 8:30 ~ 17:15)

●面談又は電話で賠償に関する相談に対応しています。